

脱退給付金ノ拂戻ノ原則ヲ確立スルコト。
 理由。官業ニ於ケル世納組合ハ純然タル相互扶助機關ニシテ
 直ニ之ヲ工作廳經營又ハ管理手段ニ併用セントスルハ不合
 理ニシテ吾等が生命ヲ賭シテ得タル収入ノ内ヨリ積立タル
 モノナルが故ニ返戻スベキモノナリト思考ス加フルニ等シ
 官業ニ從事シテカラ甲ハ之ヲ返戻シ乙ハ之ヲ没収スルカ
 如キ不統一ナル現状ニ於テ弗ヨヤ。即チ脱退給付金ハ如何
 ナル理由ヲ問ハズ返戻サルベキモノトス。

一、健康保険法ヲ共納組合ニ於テ代行スル場合組合員ヨリ
 掛金ヲ増徴セザルコト。

理由。共納組合ニ於テ健康保険ヲ代行スルニ際シテハ吾等ハ
 既ニ事業主トシテノ政府ノ負擔以上ヲ擔シツ、アル者ニシ
 テ更ニ此上ノ負擔ヲ課セラル、殊ハ過重ナリ
 二、政府ハ共納組合ニ對シ組合員ノ掛金ト同額ノ補助金ヲ
 支出スルヲ、現在刺令ヲ改正スルコト。
 三、健康保険法第七拾條ノ規定ニ準シ國庫負擔金ニ相当ス

ル額ヲ支出スルコト。

第二第三ニ對スル理由現在實施シツ、アル共納組合ノ事
 業ハ事業主トシテノ政府が当然負擔スベキ災害補償其
 他勞働ノ保全生活ノ安全ヲ圖ル方々社會保險ノ一部ヲ
 兼行シツ、アルが故ニ組合員ト同額以上ノ義務ヲ政府
 が負擔スベキハ當然ナリ。

大正拾五年九月二十六日

全官業勞働組合 聯合協議會
 共納組合對策

- | | | | |
|--------------|-------------|--------|--------|
| 加 | 冬 | | |
| 日本勞働總同盟連反同志會 | 日本勞働總同盟縫工組合 | 全小倉草正會 | 全八幡研究會 |
| 東京官業勞働組合 | 海軍勞働組合聯盟 | 全橫廠工友會 | |
| 淀橋煙草勞働組合 | | | |